

## 精神障がい者支援体制加算の算定について

当事業所では令和3年4月1日より、精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、下記研修を修了した相談支援専門員を配置しております。

研 修 会 名：平成29年度熊本県精神障がい者地域移行支援研修会

修了証交付：平成30年8月10日

配 置：相談支援専門員1名

## 主任相談支援専門員配置加算の算定について

当事業所では令和4年11月1日より、質の高い相談支援提供体制確保のため、主任相談支援専門員養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置しております。

研 修 会 名：令和4年度九州地区主任相談支援専門員研修

修了証交付：令和4年9月30日

配 置：相談支援専門員1名